

EY インドネシア インサイト

税務規則のアップデート

販売促進費の詳細

持続可能エネルギー資源への優遇

退職金、年金償還、老齢手当、及び老 齢保証に対する所得税

ポルトガルとの租税条約

所得税法 23 条の源泉所得税の対象 の定義

タックスインヴォイスにかかる規則

自家建設活動にかかる VAT

ベンチマーク 第二段階



販売促進費の詳細

2009 年度からの販売促進費の損金参入に関する規則(財務省規則 02/PMK.03/2010 号)の発行に引き続き、国税総局(DGT)は規則の更なる詳細のための回状(回状 SE-9/PJ/2010 号)を各税務署に配布しました。

回状は下記のような、損金として請求しうる販売促進費の特徴を提供しています。

- ▶ 売上げの維持、及び/もしくは、促進ため
- ▶ 道理にかなった、及び
- ▶ よい一般的商慣習に従っている

回状は、また、販売促進費のリストの作成に関する指針を提供しています。

要件は 2009 年1月1日から遡って適用され、2009年度の法人所得税申告書にリストを添付されることが必要であることを考えると、どのようにリストを完成させるかの理解が重要となります。

再生可能エネルギー資源への優遇

- ▶ 再生可能エネルギーの分野での投資を誘致し、国の競争優位性を向上する目的で、政府は、当該分野に従事している起業家に対する税務及び関税での優遇政策を導入しました。
- ▶ 再生可能エネルギー資源は地熱、風力、バイオエネルギー、太陽光、水力(河川/滝)、及び海の波/温度などのエネルギー資源を含むと定義されています。
- ▶ 所得税に関し、優遇税制は下記の形式でおこなわれます。
 1. 有形固定資産投資の30%の投資控除が6年間に渡り控除可能です(年5%)。
 2. 加速度減価償却及び償却
 3. 10%の海外配当源泉税(もしくは租税条約での低税率)
 4. 5年以上10年未満の税務上の欠損金(税務損失)の繰越
- ▶ 規定された所得税優遇政策は政令2008年62号によって最終改定がされた政令2007年1号に従います。
- ▶ 関税とVATに関しては、完成品かインドネシアでの組立のための部品かに関わらず、機械および設備の輸入に対し免税が提供されます。免税はスペアパーツの輸入には適用されません。
- ▶ VATに関する優遇は、戦略的特性を持つとみなされる商品に対するVATの取り扱いに従います。
- ▶ 更に、国家予算収支法に従って、規則は政府による税金負担の形式でも優遇税制を提供しています。どのような税金が政府に負担され、どのような状況で適用されるのかは不明です。

退職金、年金償還、老齢手当及び老齢保証に対する所得税

- ▶ 財務省(MOF)規則 16/PMK.03/2010号に規定されている通り、退職金、年金償還、老齢手当及び老齢保証の形の所得に対する所得税の新累進課税率が導入されました。
- ▶ 累進課税率は下記の通りです。

総利益の区分 (百万 IDR)	SP*	PR, OA**
0 から 50	0%	0%
>> 50 から 100	5%	
>> 100 から 500	15%	5%
>> 500	25%	
- ▶ 前述の累進課税率は2年以内の累計支払額に適用されます。2年間の枠組み後に行われる支払いは所得税法17条(1)に規定されている通常の累進課税率の対象となります。収入を受領する者が納税者番号を保有していない場合、通常の税率に20%の割増税率が課されます。
- ▶ 源泉される所得税は最終税ではなく、つまり、当該所得税は受領者の年次税務債務から控除できます。
- ▶ 規則は一括払いもしくは分割払い、また保険会社への年金償還の移転を介したもので、退職金ファンドマネージャー(Pengelola Dana Pesangon Tenaga Kerja)へ支払われる退職金に適用される特別な課税措置や仕組みを提供しています。

*SP: 退職金

**PR, OA: 年金償還、老齢手当、老齢保証

ポルトガルとの租税条約

- ▶ 2010年2月23日に発行された国税総局回状 SE-22/PJ/2010号によってインドネシアとポルトガルとの租税条約の有効な適用の開始が公表されました。
- ▶ 租税条約の規定は2008年1月1日にもしくはそれ以降に獲得/受領された収入で、源泉国にて控除/徴収の対象となった収入に適用されます。
- ▶ その他の収入に対する税金に関連して、租税条約は2008年1月1日にもしくはそれ以降に開始する会計年度から適用されます。

所得税法 23 条の源泉所得税の対象の定義

- ▶ 所得税法23条で規定されている収入の種類に関する共通認識の実現のために、国税総局は回状 SE-35/PJ/2010を発行しました。
- ▶ 賃貸料や資産の利用に関連するその他の収入は、契約期間内に、資産が権利取得者によってのみ使用されるために、書面の記載の有無に関わらず、契約期間内に資産を使用する権利の取得に関する契約に従って獲得または受領される収入を含むと定義されています。
- ▶ 技術サービスという単語は、産業、貿易、及び科学における経験に関連する情報の提供の形態によるサービスを含むと定義されています。情報の形態は回状で更に定義されています。
- ▶ マネジメントサービスという単語は、執行への直接関与及び経営監督を通じたサービス活動を含むと定義されています。
- ▶ コンサルタントサービスは、実行段階において直接関与することなく、特定業界で提供される専門家のアドヴァイス、専門家や専門家協会によって遂行される活動や業務を含むと定義されています。

タックスインヴォイスに関わる規則

タックスインヴォイスの指針 (2010年2月22日付け、財務省規則 38/PMK.04/2010号)

- ▶ VAT法の2009年改定の導入に関連して、財務省はタックスインヴォイスの発行及び修正のための指針に関連する規則を発行しました。
- ▶ 課税サービスの輸出と課税無形資産の輸出に適用される0%VATの導入に相応して、2010年財務省規則はそのような配達に従事する納税者にタックスインヴォイスの発行の必要性を示しています。
- ▶ 規則はまた下記のように、課税商品や課税サービスの国内配達のみならず、課税サービス及び/もしくは課税無形固定資産の輸出にも関連するタックスインヴォイスの発行のタイミングに関する規定を設定しました。
 - a. 課税商品、及び/もしくは、課税サービスの配達時点
 - b. 配達の前に支払いを受領する場合は、支払いの受領時点
 - c. 配達段階的に行われる場合は、一部支払いを受領した時点
 - d. 財務省によって規定されたその他のタイミング
- ▶ タックスインヴォイスの発行の指針を提供していた従前の規則同様に、2010年の規則は、タックスインヴォイスに含まれるべき情報を示しています。規則はまた、合算タックスインヴォイスの発行、タックスインヴォイスの差替え、及び、既に発行

されたタックスインヴォイスの取り消しの可能性についても規定しています。

- ▶ タックスインヴォイス作成、改定、差替え、取り消しのための書式の規定や詳細な手続きは、国税総局によって更に規定されます。

タックスインヴォイスを代替する書類 (2010年3月9日付け、国税総局規則 10/PJ/2010号)

- ▶ 更に、VAT法の2009年改定に関連して、国税総局はタックスインヴォイスを代替する書類の種類に関する規則を発行しました。同様の論点に関する以前の規則、すなわち KEP-312/PJ./2001号によって最終改定がなされた国税総局規則 KEP-522/PJ./2000号と比較して、2010年の規則はタックスインヴォイスを代替する書類のリストに課税サービス/無形課税商品の輸出通知書を加えています。これらの通知書は上記で紹介した財務省規則 38/PMK.04/2010号で示されているタックスインヴォイスを代替する書類のようです。
- ▶ 通知はタックスインヴォイスに相当すると考えられる該当インヴォイスに添付されなければなりません。しかしながら、前述の通知書の書式の更なる指針がありません。通常期待されるのは国税総局が通知書の書式を規定する更なる規則を発行することです。
- ▶ 規則はアウトプット VAT に対し相殺できるように申請される VAT に対する要求される全ての情報(規則に規定されている)が書類に記載されていることを求めています。

自家建設にかかる VAT

- ▶ 自ら使用するためのビルの建設(自家建設活動)にかかる VAT に関する新しい規則が財務省規則 39/PMK.03/2010号の発行によって導入されました。規則は2010年4月1日より有効です。
- ▶ 旧規則と比較して、新規則では自家建設にかかる VAT の対象となるビルの定義が僅かに変更されています。条件は下記の基準を満たす土地、及び/又は、海底に永久的に設置する建造物と定義されています。
 1. 主な建造物が木材、コンクリート、レンガもしくは類似品、及び/又は、鉄で構成されている。

2. 建造物が居住もしくはビジネスのためのものである、及び
 3. 総面積が最低でも300スクエアメートル(以前の規則では200スクエアメートル)ある。
- ▶ 有効税率は、土地の取得費用を除く建設のために発生した、及び/もしくは支払われた総費用の4%で維持されています。
 - ▶ VAT は建設活動が開始され次第支払うことになり、各月の発生費用に基づいて各月に支払われなければなりません。支払 VAT はアウトプット VAT の相殺に利用することはできません。

ベンチマーク 第二段階

- ▶ 国税総局は特定の業種に関し用意されたベンチマークのために、2010年2月1日付けで、更なる回状(SE-11/PJ/20101号)を発行しました。今回、追加で30の業種が対象となっています。
- ▶ 対象となった業種は乳製品、飼料、砂糖、飲料(ソフトドリンク)、履物、合板、その他の木製パネル、木製もしくは類似台所用品、印刷、塗料、タイヤ等を含みます。

- ▶ 2009年10月に発行された前回のベンチマークと同様に、分析目的に14の財務指標が国税総局により利用されることになり、国税総局によって利用されたデータベースは非公開のままです。

プロフェッショナル チーム(連絡先)

Robert Darmadi

Tel: +62 21 5289 5004
robert.darmadi@id.ey.com

Ben Koesmoeljana

Tel: +62 21 5289 5030
ben.koesmoeljana@id.ey.com

Iman Santoso

Tel: +62 215289 5250
iman.santoso@id.ey.com

Peter Ng

Tel: +62 21 5289 5228
peter.ng@id.ey.com

Rachmanto Surahmat

Tel :+62 21 5289 5587
rachmanto.surahmat@id.ey.com

Dodi Suryadarma

Tel: +62 21 5289 5236
dodi.suryadarma@id.ey.com

Yudie Paimanta

Tel: +62 21 5289 5585
yudie.paimanta@id.ey.com

Lam Prasetya Halim

Tel: +62 21 5289 5591
prasetya.h.lam@id.ey.com

Santoso Goentoro

Tel :+62 21 5289 5584
santoso.goentoro@id.ey.com

Elly Djoenaidi

Tel: +62 21 5289 5590
elly.djoenaidi@id.ey.com

Kartina Indriyani

Tel :+62 21 5289 5240
kartina.indriyani@id.ey.com

Bambang Suprijanto

Tel: +62 31 532 5577(Surabaya)
Tel: +62 21 5289 5060(Jakarta)
bambang.suprijanto@id.ey.com

Henry Tambingon

Tel: +62 21 5289 5003
henry.tambingon@id.ey.com

Nathanael Albert

Tel: +62 21 5289 5265
nathanael.albert@id.ey.com

日系担当 (JBS)

Sachiko Hamada (濱田幸子)

Tel: +62 21 5289 5015
sachiko.hamada@id.ey.com

事務所

ジャカルタ事務所

Jakarta Stock Exchange Building
Tower 1, 14th Floor
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53
Jakarta 12190
Tel: +62 21 5289 5000

スラバヤ事務所

Plaza BRI, 9th Floor
Jl. Basuki Rahmat 122
Surabaya 60271
Tel: +62 31 535 0409
Fax: +62 31 532 7700